

## 市場施設の概要

建設費（昭和50年完成時）	4, 160, 374千円
敷地面積	73, 417㎡
建物延面積	36, 251㎡

令和7年12月1日現在

施設の種類		面積 (㎡)	摘要 (構造等)	
卸売棟		31, 026	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造2階建	
内 訳	卸売場	14, 145	低温卸売施設 100㎡×2基	
	仲卸売場	7, 863		
	買荷保管積込所	5, 165		
	関連業者事務所	2, 118		
	その他	1, 735	通路・便所・階段・塔屋・プロパン庫等	
冷蔵庫棟		1, 412	鉄筋コンクリート造2階建	
管理棟		855	鉄筋コンクリート造3階建	
関連事業者棟		1, 640	鉄筋コンクリート造2階建	
倉庫棟		1, 045	鉄骨造平家建	
その他		273	守衛棟・屋外便所等	
計		36, 251		
駐車場	屋上	3, 714	122台	
	平面	16, 220	588台	アスファルト舗装
緑地		2, 352		
公園		1, 617	2ヶ所	

## 市場の機構

- 開設者 長崎市 長崎市は、卸売市場法に基づき、農林水産大臣の認可を受けて昭和50年6月24日に開設者となりました。（なお、令和2年6月21日施行の法改正により、認可制から認定制になったため、令和2年6月2日に認定を受けています。）

組織機能 長崎中央卸売市場施設の維持管理と業務の許可及び指導監督  
中央卸売市場長 ————— 次長 ————— 職員
- 卸売業者 農林水産大臣の許可（令和2年6月21日施行の法改正により、市長の許可）を受け、生産者又は出荷者から委託を受け又は買い付けをして青果物を集荷し、仲卸業者又は売買参加者にせり売又は相対取引にて販売します。
- 仲卸業者 市長の許可を受けて、卸売業者が集荷した物品のせり売又は相対取引に参加し、適正な値段をつけて買いとり、市場内の店舗で仕分け又は調製して、売買参加者や買出人に販売します。
- 売買参加者 小売業者等で、市長の承認を受けて、卸売業者のせり売又は相対取引に参加して、物品を買受け、消費者に販売します。
- 関連事業者 市長の許可を受けて、市場利用者の便宜をはかるため、佃煮、乾物類の一般加工食料品等を販売する業者や、食堂等を営む者をいいます。